

令和2年度第1回平塚市下水道運営審議会次第

日時 令和2年8月26日(水)

13:30～15:30

場所 平塚市役所

本館3階 302会議室

1 議題

(1) 平塚市公共下水道使用料について

(2) 平塚市下水道事業経営戦略について

2 その他

平塚市下水道運営審議会委員名簿

令和2年4月1日現在

(敬称略：順不同)

氏名	選出区分	選出母体	備考
石田 美雪	市議会議員	平塚市議会	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
坂間 正昭	市議会議員	平塚市議会	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
西田 小百合	学識経験者	東海大学	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
永吉 克己	学識経験者	神奈川県企業庁 平塚水道営業所	令和2年4月1日から 令和3年6月30日まで
川島 由美子	学識経験者	公益財団法人 神奈川県下水道公社	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
大伴 武靖	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚商工会議所	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
栗原 邦夫	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚市自治会連絡協議会	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
佐藤 尚之	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚市農業委員会	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
石黒 新平	排水設備を設置すべき者 又は使用者	平塚市農業集落排水事業 連絡協議会	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
伊藤 克彦	排水設備を設置すべき者 又は使用者	公募委員	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで
塩田 貞吉	排水設備を設置すべき者 又は使用者	公募委員	令和元年7月1日から 令和3年6月30日まで

平塚市下水道事業

公共下水道使用料検証資料

(令和2年度～令和4年度)

平塚市土木部 下水道経営課

1 使用料徴収の根拠

下水道法第20条第1項では、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収できる。」と規定されています。

公共下水道使用料は、下水道管渠、ポンプ場の維持管理、県の終末処理場で汚水を処理する費用等に充てるため、また、下水道施設整備・改築更新に伴う企業債の支払利息、減価償却費などを賄うため、排水量に応じて料金を負担していただくものです。

【条例抜粋】

平塚市下水道条例

(使用料の徴収)

第11条 公共下水道の使用については、別に条例の定めるところにより使用料を徴収する。

平塚市公共下水道使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)及び平塚市下水道条例(昭和42年条例第18号)第11条の規定に基づき本市の設置する公共下水道の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第3条 使用料は、公共下水道に下水を排除する者(以下「使用者」という。)からこれを徴収する。

下水道使用料制度

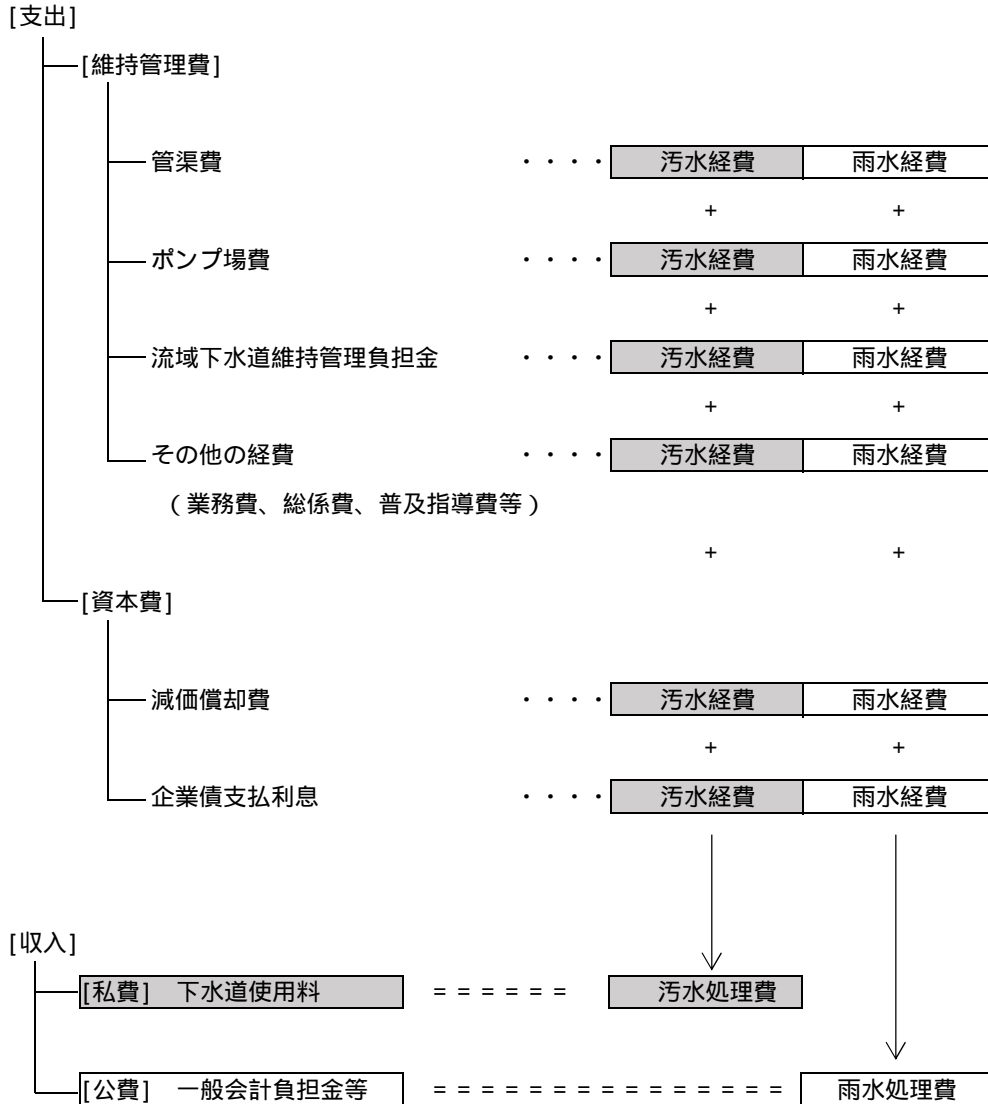
本制度は、昭和48年度から実施されており、直近では平成20年4月1日に改定しています。

(税抜)

月 間 排 水 量				使 用 料(円)	
8立方メートル以下(最低基本水量)				1月当たり	662
9立方メートル以下		25立方メートル以下		1立方メートル当たり	99
26	"	50	"	"	102
51	"	100	"	"	118
101	"	200	"	"	122
201	"	300	"	"	138
301	"	500	"	"	150
501	"	1,000	"	"	168
1,001	"	3,000	"	"	185
3,001	"	5,000	"	"	203
5,001	"	10,000	"	"	222
10,001	"	15,000	"	"	247
15,001	"	20,000	"	"	265
20,001	"	25,000	"	"	284
25,001	"	30,000	"	"	303
30,001立方メートル以上				"	321

2 使用料算定の基本的考え方

下水道の維持管理等に係る費用負担のあり方については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的に雨水に係るものは公費（一般会計）で、汚水に係るものは私費（使用料）で負担するものとされています。（雨水公費・汚水私費の原則）



汚水私費の原則により、下水道使用料（私費）で賄うべき汚水処理費のうち、実際の使用料収入によりどの程度回収できているかを示すものが『経費回収率』であり、この数値が100%に近いほど適正な使用料といえます。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

3 現行使用料の検証

下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図り、安心・安全な市民生活を確保するうえで不可欠な都市基盤です。本市では、下水道の施設整備を積極的に進めてきた結果、令和元年度末で公共下水道の人口普及率は97.55%となっています。

公共下水道使用料は、家庭や事業所から出る汚水をきれいにするための下水道管渠の維持管理費や、減価償却費、施設整備に伴う企業債（借入金）の支払利息などに使われています。

下水道財政の健全な運営と費用負担の原則の確立を図るため、現行の公共下水道使用料が適正であるかの検証を3年ごとに行っています。今回の検証は、令和2年度から令和4年度までの検証となります。

検証では、現在策定中の平塚市下水道経営戦略の投資・財政計画等を踏まえて推計した汚水処理費や使用料収入から、下表のとおり経費回収率を算出しました。なお、令和2年度の使用料収入については、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う、経済活動の停滞による有収水量の減を加味しています。

検証の結果、令和2年度から令和4年度の経費回収率は下降の傾向にありますが、公共下水道の使用料収入により汚水処理費を賄うことができる見込みです。そのため、令和2年度から令和4年度の間は公共下水道使用料の改定は行わず、現行のとおりとします。

【汚水処理経費と使用料収入の実績及び計画】

(税抜)

年度	汚水処理費（千円）			使用料収入 （千円）	経費回収率 （%）
	維持管理費	減価償却費等	計		
H29 決算	1,444,663	1,209,538	2,654,201	3,367,789	126.9
H30 決算	1,430,544	1,175,447	2,605,991	3,395,451	130.3
R1 決算	1,608,423	1,164,757	2,773,180	3,308,743	119.3
R2 計画	1,878,954	1,056,469	2,935,423	3,224,711	109.9
R3 計画	1,954,042	1,040,579	2,994,621	3,234,724	108.0
R4 計画	1,954,057	1,061,455	3,015,512	3,257,320	108.0

平塚市下水道事業経営戦略について

1 経営戦略策定の背景・趣旨

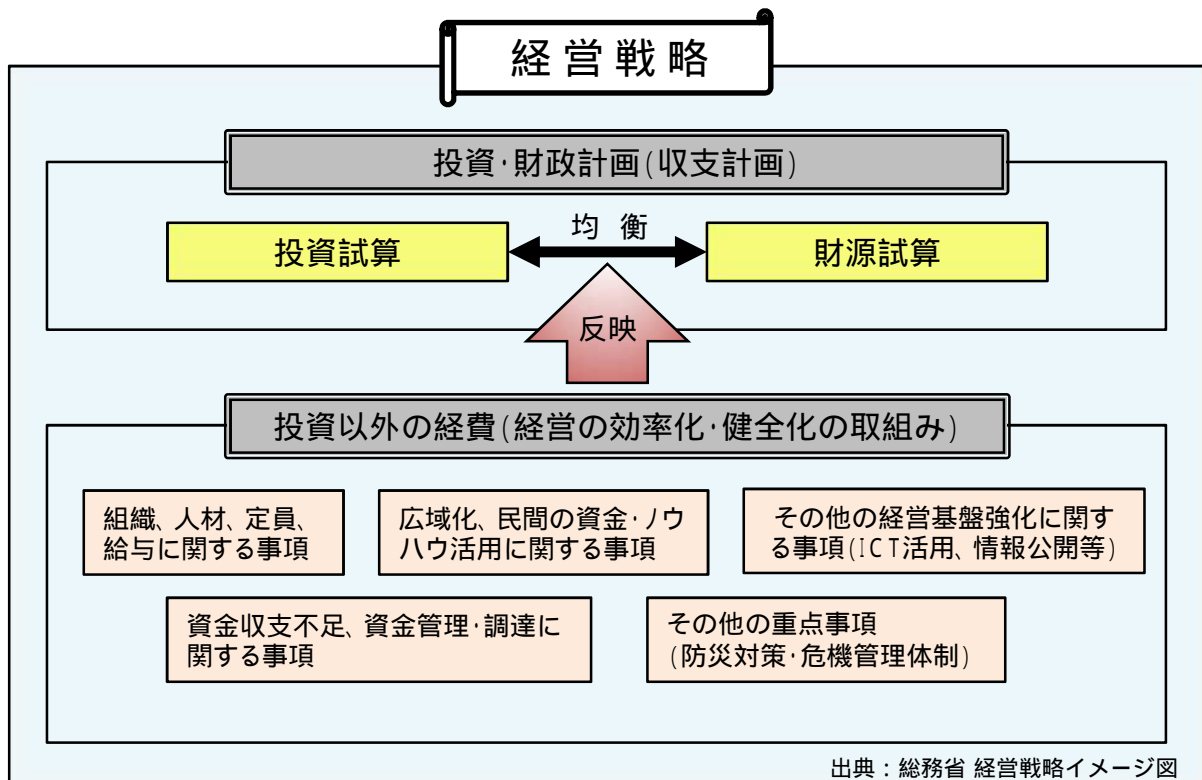
下水道は、汚水の処理による生活環境の改善、降雨による浸水の防除や公共用水域の水質保全といった市民生活に欠かすことが出来ない市民に身近で重要な社会資本です。

下水道事業を含む公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とし、市民に当該サービスを安定的に提供することが使命ですが、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題が顕在化し、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しています。

このため、国（総務省）は地方公営企業に対し、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営とともに、徹底した効率化・経営健全化を行うことが必要なことから、各公営企業における中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請してきました。

経営戦略では、ストックマネジメント等を活用して下水道施設の中長期的な更新需要を適切に把握した「投資計画」と、それに必要な財源を計画的かつ適切に確保するための「財政計画」を、均衡した形で策定することが求められています。（「総務省 経営戦略イメージ図」参照）

そのため、市民に下水道サービスを持続的・安定的に提供するとともに、中長期的な視点で経営環境の変化に対応し、一層の経営基盤の強化と収支が均衡する持続可能な経営を図るため、今後10年間に目指すべき方向と事業管理の在り方を示す「平塚市下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定します。

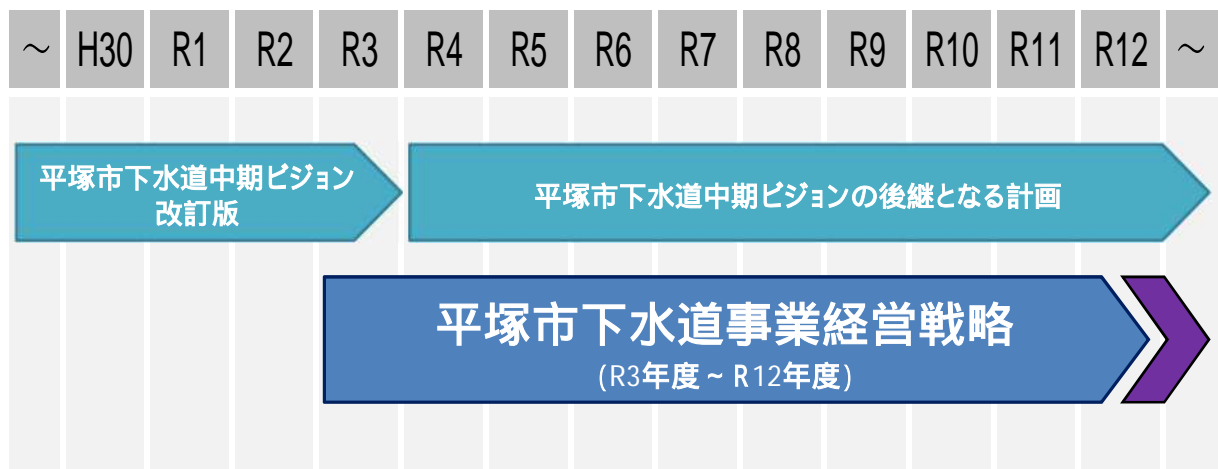


2 対象とする事業

企業会計である平塚市下水道事業が実施している、公共下水道事業と農業集落排水事業を経営戦略の対象とします。

3 計画期間

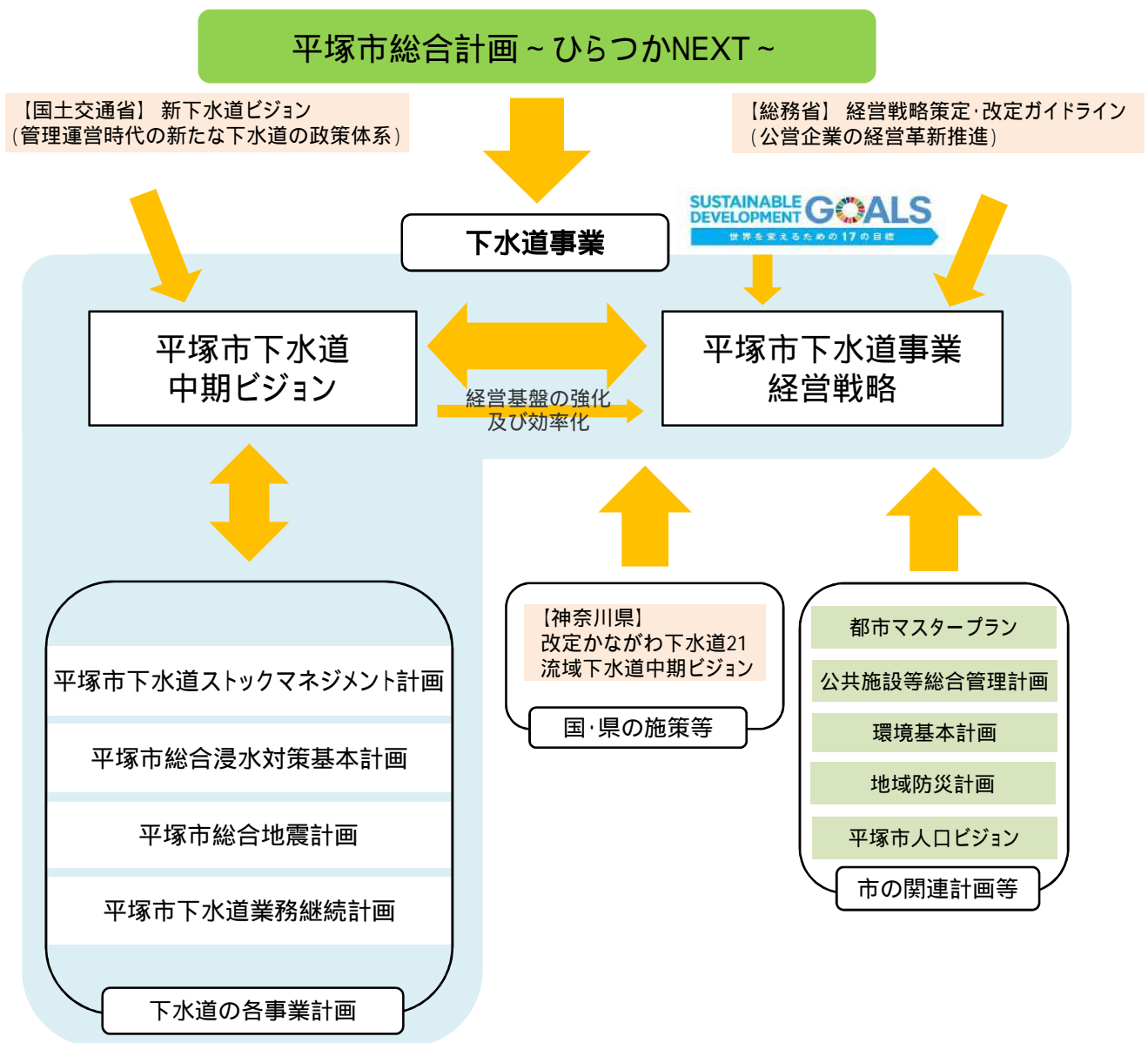
経営戦略は、策定済の「平塚市下水道中期ビジョン改訂版」（計画期間：平成29年度～令和3年度）（以下「中期ビジョン」という。）等の他の計画との関連を持たせつつ、国のガイドラインに従い、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。



4 位置付け

経営戦略は、本市の上位計画である平塚市総合計画、都市マスタープラン、公共施設等総合管理計画等の関連する計画や、平塚市人口ビジョン等の数値、下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理の基本的な方針を示した「平塚市下水道ストックマネジメント計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）等との整合を図り策定するとともに、国・県の施策等を踏まえて策定します。

また、管理運営時代の新たな下水道の政策体系を示した国土交通省の「新下水道ビジョン」に整合を図り策定した中期ビジョンから経営基盤の強化及び効率化等の一部施策を引き継ぐとともに、総務省から示された経営戦略策定・改定ガイドライン及びマニュアル等との整合を図り、平成28年度から地方公営企業法の財務規定を適用している本市下水道事業における公営企業の経営改革を推進するため経営戦略を策定します。



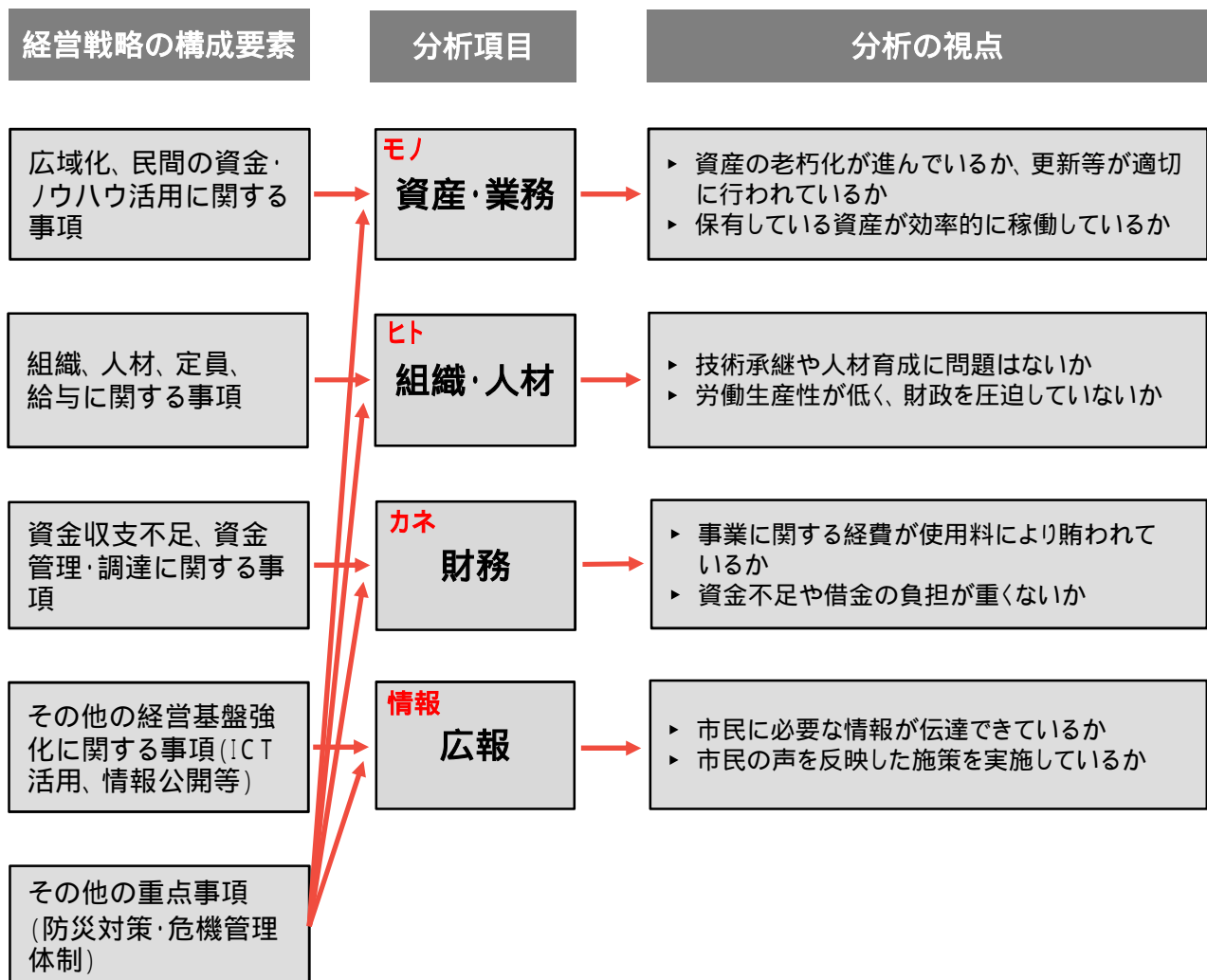
5 現状分析の手法と視点

要点

- ・総務省が示す経営戦略の構成要素を“モノ”「資産・業務」、 “ヒト”「組織・人材」、 “カネ”「財務」及び“情報”「広報」の4つの経営資源の視点で分析し、経営課題を整理します。
- ・本市下水道事業における経営課題を抽出するために、時系列分析や他団体比較を実施します。

5-1 分析の視点

現状分析は、総務省の示す経営戦略イメージの構成要素を主要な経営資源である“モノ”「資産・業務」、 “ヒト”「組織・人材」、 “カネ”「財務」及び“情報”「広報」の4つの項目に分類し、下表の各視点で分析します。



6 下水道経営の基本理念と方針

持続可能な下水道事業経営を実現するため、本市下水道事業の経営の軸・基本的な行動指針を表す基本理念と、理念を達成するための基本方針を定めました。この基本理念と基本方針を下水道関係職員全員が共有し、更なる経営改善を図ります。

6-1 基本理念

中期ビジョンの基本理念「次世代へつなぐ快適環境～暮らしをささえる下水道～」を共有するとともに、下水道が市民の快適な生活を支え、水害から市民を守る重要なインフラ施設としての役割を有することを認識し、下水道事業の安定的な経営基盤の構築と携わる職員の創意工夫により、将来にわたる下水道サービスの安定的提供の実現を目指します。

次世代へつなぐ快適環境
～暮らしをささえる下水道～

6-2 基本方針

基本理念を達成するため、「モノ」資産・業務、「ヒト」組織人材、「カネ」財務、「情報」広報の視点で、次の4つの基本方針を定めます。各基本方針に具体的な施策を実行します。

「モノ」 資産・業務	下水道施設の計画的な改築更新と 維持管理の強化
「ヒト」 組織・人材	下水道事業を担う人材の育成と 効率的な業務環境づくり
「カネ」 財 務	下水道事業の経営の効率化と経営基盤の強化
「情報」 広 報	下水道情報の発信拡充による認知向上と 下水道サービスの充実